

横浜市上白根コミュニティハウス指定管理者募集に係る質問及び回答

番号	質問	回答
1	審査は書類審査のみでの判定でしょうか。	全ての応募団体にプレゼンテーションと質疑応答を行い、審査します。
2	施設の利用要綱を定めることになっていますが、モデル案はありますか。	ご提案いただくことは可能です。 なお、最終的にはコミュニティハウス委員会の意見及び区と協議した上で決定となります。
3	植栽管理の範囲について隣接公園との境界はどのようになっていますか。	別紙の横浜市上白根コミュニティハウスの図面中の、コミュニティハウスを囲んでいる点線部分が公園との境界となります。
4	説明会に参加していなくても応募は可能でしょうか。	可能です。
5	厨房の使い方として会議室を厨房と連動して使うことは可能でしょうか。	可能です。 厨房の隣接会議室については、厨房と直接往来が可能な出入口が設けられています。特記仕様書別添の「平面図」をご参照ください。
6	会議室等の利用料金は、指定管理者の収入となるのでしょうか。	コミュニティハウスでは、利用者から会議室等の利用料金を徴収することはできません。
7	自主事業において参加費を徴収することは可能でしょうか。	自主事業の参加者に対し、参加費の設定を当該自主事業に係る経費の総額の範囲内で定めることができます。 特記仕様書別添の「地区センター利用促進ガイドライン」をご参照ください。
8	管理費にあたる設備関係について、設備機器のメーカー、仕様などわかる範囲で教えてください。 また、設備機器の仕様などが不明の場合は、こちらで想定した機器で積算してもかまわないのでしょうか。	設備関係については仕様等が未定です。仕様書の参考資料「維持管理業務一覧」を参考にしてください。応募団体が想定した設備機器等により積算してかまいません。ただし、積算根拠を記載してください。
9	特記仕様書別添の「地区センター利用促進ガイドライン」は地区センターのみを対象としているのではありませんか。	「地区センター利用促進ガイドライン」は、指定管理者が柔軟な施設運営を行うために平成19年10月に策定したものです。このガイドラインに記載されている事項は、地区センターだけでなく、「地区センター条例施設」のコミュニティハウス等にも準用いただけます（利用料金に関するものを除く。）ので、指定管理者応募のご参考にご利用ください。

